

プ ー ル 維 持 管 理 基 準

札幌市プール指導要領第6の規定によるプール維持管理基準は、次のとおりとする。

1 管理責任者等の設置

プールの設置者は、適切かつ円滑な安全管理のために、管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員（以下、「管理責任者等」という。）からなる管理体制を整えるとともに、業務内容や緊急時の連絡先、搬送方法、連携する医療機関等を定めた管理マニュアルを整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ること。

なお、管理責任者等の選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とし、公的な機関や公益法人等の実施する講習会等を受講した者とするのが望ましいこと。

また、当該施設の規模等により、それぞれの役割を重複して担っても差し支えないこと。

(1) 管理責任者

管理責任者は、プールについて管理上の権限を行使し、関与する全ての従事者に対するマネージメントを総括して、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたること。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得していることが望ましいこと。

(2) 衛生管理者

プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者は、水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理にあたるほか、管理責任者、監視員及び救護員と協力して、プールの安全管理にあたるのが望ましいこと。

選任にあたっては、管理責任者と同様の資格要件を満たしていることが望ましいこと。

(3) 監視員

監視員は、プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行い、事故発生の実態等を直ちに設置管理者に報告すること。

なお、選任にあたっては、一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できるものとし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置することが必要である。なお、公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とするのが望ましいこと。

(4) 救護員

救護員はプール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護にあたるとともに、傷病者発生の実態等を直ちに設置管理者に報告すること。

選任にあたっては、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者とし、施設の規模に応じ、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保することが必要である。なお、救急救護に関する資格を取得した者とするのが望ましいこと。

2 プール設備、付帯設備及びその他の設備の維持管理

(1) プールの使用期間前には、清掃を行うとともに、点検チェックシート等を作成し、施設の点検・整備を確実に行うこと。

特に排(環)水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに設置管理者に報告するとともに、プール使用期間前に修理を施すことが必要である。

なお、通年使用するプールについては、1年に1回以上施設の点検を確実に行うこととし、点検にあたっては、全換水することにより水を抜いた状態で行うよう努めること。

(2) プールサイド、更衣所、便所その他の遊泳者が使用する設備は、毎日清掃するとともに、随時点検を行うこと。

(3) 屋内プールにおける空気中の二酸化炭素の含有率は0.15%を超えないこと。また、2月以内ごとに1回、定期的に測定を行うこと。

空気中の二酸化炭素の測定方法は、施設内の適切な場所を選び、床上75cm以上、150cm以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。なお、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。また、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な2時点において測定し、その平均値をもって行うこと。

(4) シャワー水(上がり用シャワー水を含む。)等に用いる洗浄水については、利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等、洗浄水

の温度を適温とする措置を講ずること。

- (5) プール水、シャワー水等の排水に当たっては、環境保全に十分配慮すること。
- (6) プールに使用する消毒剤、凝集剤、ろ剤等を適切に管理すること。また、使用する薬剤が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。

消毒剤を購入又は使用したときは、受払簿に記載するなど、使用量及び在庫量を常に明確にしておくこと。

なお、プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、適切に管理すること。

異種の薬剤の混合による事故を防止するため、薬剤の保管場所は明確に区分すること。また、薬剤の保管容器は薬剤の名称を示す等の方法により薬剤の種類を容易に判別できるようにすること。

- (7) 遊離残留塩素濃度等の測定に用いる試薬及び測定機器等は、適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。
- (8) 利用時間終了後は、直ちにプール及び付帯設備を点検し、衣類の残留その他異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。
- (9) 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は、水温が比較的高めの設備がある場合は、「公衆浴場における衛生等管理要領」（平成 15 年 2 月 14 日付け健衛発第 0214004 号厚生労働省健康局長通知）を参考として、適切に管理すること。

また、その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年 1 回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

3 プール水の管理

- (1) プール水は、常に消毒を行うこと。また、遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度）がプール内で均一になるよう管理すること。
- (2) 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を水質基準に定める水質に保つこと。また、新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。

- (3) 入替え式プールは、少なくとも5日に1回プール水の全量を入れ替えること。また、常に水質を把握し、その状況に応じプール水の入替えを行うこと。
- (4) 浄化設備は原則として1日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。浄化設備が運転時間内で浄化の目的を達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあつては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。
- 循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。
- 消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。また、塩素剤等の量や注入装置の稼働状況を随時点検すること。
- (5) プール水の循環系統は随時清掃し、常に清浄を保つこと。また、新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。
- (6) プール水の温度は、原則として22℃以上とすること。また、プール水の温度が均一になるよう配慮すること。
- (7) プール水は、次の水質基準に常に適合するよう維持すること。
- ア 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。
- イ 濁度は、2度以下であること。
- ウ 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/L以下であること。
- エ a 遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましいこと。
- b 塩素消毒に代えて二酸化塩素による消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1mg/L以上0.4mg/L以下であること。また、亜塩素酸濃度は1.2mg/L以下であること。
- オ 大腸菌は、検出されないこと。
- カ 一般細菌は、200CFU/mL以下であること。
- キ 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2mg/L以下が望ましいこと。
- (8) プール水の消毒にオゾン処理又は紫外線処理を行う場合にあつても、塩素消毒を併用することとし、(7)のア～キ(エのbは除く。)に定める基準を適用するものであること。
- (9) 温泉水を原水として利用するプールであつて、常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる場合には、(7)のエに定める基準は適用しなくても差し支えないこと。
- また、温泉水の性状によっては、(7)のア～エまで、カ及びキに定める基

準の一部を適用しなくても差し支えないこと。

- (10) プール水の水質検査の回数は、遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度）については2時間ごとに1回以上、水素イオン濃度については毎日1回以上、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については毎月1回以上、総トリハロメタンについては毎年1回以上（通年営業又は夏期営業のプールにあつては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあつては水温が高めの時期）とすること。

利用者が多数である場合等汚染負荷量が多い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

- (11) 水質検査の試料採水地点は、矩形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20cm及び循環ろ過装置の取入口付近を原則とすること。その他の形状のプールでは、これに準じ、プールの形状に応じた適切な地点とすること。

なお、総トリハロメタンの水質検査に係る試料採水地点については、1箇所（循環ろ過装置の取入口付近を原則とする）としても差し支えないこと。

- (12) 水質基準に係る検査方法は、次のとおりとすること。

ア 水素イオン濃度（pH）、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。

イ 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、ジエチル-p-フェニレンジアミン法（DPD法）又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。

ウ 大腸菌の測定は、水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法によること。

- (13) 水質検査の結果が基準に適合していない場合の措置は、次のとおりとすること。

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。

一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。

イ 遊離残留塩素濃度が0.4 mg/Lを下回った場合には、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を0.4 mg/L以上としてから遊泳を再開すること。

ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が0.4 mg/Lを下回った場合にはイの措置を講ずること。また、0.4 mg/L以上であった場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイ及びウの適用については、「遊離残留塩素濃度」を「二酸化塩素濃度」と、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4 mg/L」を「0.1 mg/L」と読み替えるものとする。

この場合において二酸化塩素濃度が0.4 mg/Lを超えたとき又は亜塩素酸濃度が1.2 mg/Lを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

4 利用の管理

(1) 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、遊泳をさせないこと。

また、単独でプールの利用が困難な者には付添者を求めること。

(2) シャワー等の洗浄設備からプール本体までの間は、履物を使用させないこと。ただし、プールを汚染するおそれのない場合についてはこの限りではない。

(3) 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。

また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。

(4) 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除き、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。

(5) 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。なお、飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合には、プールを汚染しないようにさせること。

(6) 遊泳者等の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。

(7) 水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。

(8) 複数のプールが設置されているなどにより、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、プールサイド等を利用形態等に応じて区画区分して利用させること。

5 その他

- (1) プール管理日誌（別紙様式例）を作成し、使用時間、気温、水温、新規補給水量、水質検査結果、利用人員、ろ過機の運転状況、施設の安全点検の結果、事故の状況等を記録し、これを3年以上保管すること。
- (2) プールに起因する疾病等の事故が発生した場合は、ただちに保健所長に報告すること。
- (3) 水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。また、不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行うこと。
- (4) 井水を飲料水、うがい設備並びに洗面設備、洗顔設備及び上がり用シャワー等に使用するときは、定期的に水質検査を行うこと。
- (5) 塩素剤等薬剤の取扱いについて従業者に周知徹底すること。
- (6) 万一の事故に備えて従業者の訓練及び安全衛生教育を行うとともに、緊急時の連絡、搬送方法等を定めたマニュアルを作成しておくこと。また、連携する医療機関を定めておくこと。

(札幌市プール指導要領)

別紙様式例

プ ー ル 管 理 日 誌

管理責任者	衛生管理者	担当者

年 月 日

		AM					PM									
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
使用時間 (← → で表示する)																
気 温 (室 温)	℃															
水 温	℃															
遊離残留塩素 (mg/L)	プール隅1															
	プール中央															
	プール隅2															
	※ろ過口															
p H 値																
利 用 人 員	人															
○ 新規補給水量 ○ 塩素剤の使用量 ○ 凝集剤の使用量 ○ 逆洗の状況 ○ その他特記事項																

※ ろ過口とは、循環ろ過水の取入口付近をさす。